

# 社会福祉法人 海の子学園役員等報酬等規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人海の子学園（以下「当法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき 役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には 勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等（当法人の職員を兼ね 職員給与を支給している者）については 報酬等を支給しないものとする。ただし理事会等に出席した場合は、非常勤役員等に準じて報酬を支給することが出来る。
- (2) 非常勤役員等については 業務に応じた報酬を支給することとし 賞与及び退職金は支給しないものとする。

## (非常勤役員等の報酬等の算出方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は 別表による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

## (報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等は 当該会議等に出席した都度支給する。

- 2 報酬等は法令の定めるところによる控除すべき金額を差引いた額を支給する。

## (公表)

第5条 この法人は この規程をもって 社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## (改廃)

第6条 この規程の改案は評議員会の決議によって行う。

## (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則 1 この規程は平成30年1月1日からとする。

## 別 表

### (1) 理事

	日 当
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他 法人及び施設業務のための出勤	20,000 円以内

### (2) 監事

	日 当
理事会等会議への出席	10,000 円
監事監査	20,000 円
上記の他 法人及び施設業務のための出勤	20,000 円以内

### (3) 評議員

	日 当
評議員会への出席	10,000 円
上記の他 法人及び施設業務のための出勤	20,000 円以内

### (4) 評議員選任・解任委員

	日 当
評議員選任・解任委員会への出席	10,000 円

### (5) 第三者委員

	日 当
権利擁護委員会	10,000 円
上記の他 法人及び施設業務のための出勤	20,000 円以内

### (6) 旅行における使用規定

鉄 道		航空賃	船賃	宿泊料
新幹線	その他	スーパー シート	1 等	12,000 円以内
グリーン	グリーン			

※ 上記の報酬金額は源泉徴収控除後の金額とする。

※ その他法人及び施設業務のための出勤（理事会 評議員会 監事監査 評議員選任解任委員会 権利擁護委員会を除く）に要する費用は実費とする。